

交通局職員の職免取得を違法として
その取消し等を求める住民監査請求の監査結果について

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 東京都監査委員 | 倉 | 林 | 辰 | 雄 |
| 同 | 馬 | 場 | 裕 | 子 |
| 同 | 三 | 栖 | 賢 | 治 |
| 同 | 筆 | 谷 | | 勇 |
| 同 | 金 | 子 | 庸 | 子 |

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後藤 雄一

2 請求の提出

平成20年5月28日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 違法な職免取得

(ア) 交通局自動車部南千住営業所に運輸係として勤務する職員A(以下「本件職員」という。)は、東京交通労働組合自動車部書記長の職にあり、頻繁に職免を利用している。

(イ) しかし、本件職員の「平成19用 休暇職免等処理簿兼週休変更等命令簿」(以下「休暇職免処理簿」という。)には、所属長に職免を申請した月日より、職免をとったとされる月日が後と、後付けになっている。

(ウ) 申請が遅れることもあるだろうが、本件職員の休暇職免処理簿は4月から12月まではほとんど後付けである。

(エ) 都交通局の職免申請手続を調べると、「勤務時間中の組合活動に関する取扱い基準(平成13年1月30日付12交職第928号。以下「本件取扱基準」

という。)」を以下のとおり定めている。

第2 許可の申請

別表2に定める組合活動を行う場合には、代表者は組合活動予定日の2日前までに、職員の職務に専念する義務の免除(以下「職免」という。)について、別記様式2(以下「申請書」という。)に必要な事項を記入の上、許可権者に許可の申請を行わなければならない。ただし、緊急に開かれた交渉・協議等については、日程決定後、速やかに申請を行わなければならない。

第4の2 許可の通知

許可権者は、第4に定める許可を行った場合は、速やかに関係所属及び申請者に通知しなければならない。

第6 承認の申請

組合活動に参加しようとする者は、別に定める休暇簿等に必要な事項を正確に記入・押印の上、事前に所属長に届け出なければならない。ただし、やむをえない事情があるときは、事後速やかに所定の手続を行うものとする。

(オ)上記(エ)第6の休暇簿の手続は、東京都交通局職員服務規程(昭和50年東京都交通局規程第26号)に定められている。

(休暇願)

第6条 職員は、休暇を請求するときは、前日までに上司に申し出でその承認を得なければならない。ただし、やむをえない事由によりあらかじめ承認を得ることができないときは、出勤時限後30分以内までにその旨を申し出なければならない。

(カ)つまり本件職員の職免手続

- a 組合活動予定日の2日前までに、交通局人事課に申請する。
- b 交通局人事課が、関係所属及び申請者に職免許可の通知を送る。
- c 休暇簿等に必要な事項を正確に記入・押印の上、事前に所属長に届け出る。

にすべて違反していることになる。

(キ)よって、本件職員の職免は、本件取扱基準、東京都交通局職員服務規程に違反しており、違法な職免の取得であり、職免申請を取り消し、給与の返還を求めるものである。

イ ヤミ専従の黙認について

- (ア) 請求人が本件調査のため東京交通労働組合の組合幹部職員の給与簿を情報公開請求した際、交通局が作成した一覧表に本件職員の組合肩書きとして「本部長」との記載がある。
- (イ) 上記一覧表には、他の職員の組合役職名は、支部長、副支部長、会計、ダイヤ委員長等の記載であるのに対し、本件職員は「本部長」と明確に区別し記載しており、本件職員を本部長でありながら給与が払われるヤミ専従と認識していることは明らかである。
- (ウ) 都は本件職員を、自動車（都バス）の運転（ドライバー）として採用しており、都職員名簿にも運輸係と記載されている。
- (エ) 本件職員は都バスのドライバーとして給与が払われているはずだが、乗務記録には、都バスを運転した実績は1日もない。
- (オ) 本件職員の7月及び8月の休暇職免処理簿と勤務記録簿を比較すると、表1のとおり、7月3日から8月29日までの間に21件の記載に違いがある。
 その中でも、7月31日は、休暇職免処理簿（申請は8月2日）には、「午後1時から午後5時15分 事務折衝」、勤務記録簿には、「午後1時から午後4時 事務折衝」の違いがあり、交通局は、組合本部長に対するノーチェックであることがわかる。

(表1) 休暇職免処理簿と勤務記録簿の比較

| 月 日 | 休暇職免処理簿 | 勤務記録簿 |
|-------|-------------|-------------|
| 7月 3日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月 4日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月 5日 | 13:00～14:00 | 13:00～17:15 |
| 7月 5日 | 14:00～17:15 | /// |
| 7月17日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月18日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月19日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月25日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月31日 | 13:00～17:15 | 13:00～16:00 |
| 8月 1日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月 8日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月 9日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月13日 | 8:30～12:15 | 8:30～12:00 |
| 8月14日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |

| | | |
|-------|-------------|-------------|
| 8月15日 | 13:15~17:15 | 13:00~17:15 |
| 8月20日 | 8:30~12:15 | 8:30~12:00 |
| 8月21日 | 13:15~17:15 | 13:00~17:15 |
| 8月22日 | 13:15~17:15 | 13:00~17:15 |
| 8月27日 | 13:15~17:15 | 13:00~17:15 |
| 8月28日 | 13:15~17:15 | 13:00~17:15 |
| 8月30日 | 13:15~17:15 | 13:00~17:15 |

(カ)つまり上記事実より、本件職員は組合ヤミ専従であることは明白である。

(2) 措置請求

ア 本件職員が平成19年5月28日から平成19年12月末日まで違法な後付け申請で取得した職免を取り消し、その給与を返還させることを求める。

イ 本件職員が給与を返還しない場合は、違法な職免を放置してきた本件職員の所属長であるB所長に損害を賠償させることを求める。

4 請求の要件審査

本件請求において請求人は、次の2点の主張を行っている。

- (1) 本件職員にかかる職免の申請手続を違法とし、当該職免にかかる給与の支出を違法としてその返還等を求めること。
- (2) 本件職員がいわゆるヤミ専従職員であるとし、本件職員に対する給与の支出を違法としてその返還を求めること。

ところで、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものであり、住民監査請求が適法となるためには、当該財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的かつ客観的に示されることが要件となるものである。

本件請求のうち(2)については、請求人は本件職員について、文書に組合役職名として「本部員」との記載があること、平成19年7月及び同年8月に乗務実績がないことなどをもって、本件職員がいわゆるヤミ専従職員であるとしている。

しかしながら、請求人が違法事実を証する書面として添えた本件職員にかかる「乗務記録」及び「勤務記録簿」によれば、「仕業雑」、「勤怠簿等整理業務」等の記載が

あり、本件職員が所属営業所の業務をしていることが認められ、労働組合に専従しているとは認められない。

したがって、法第242条に定める財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められず、住民監査請求として不適法である。

よって、本件請求のうち、(1)について、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件職員が平成19年5月28日から同年12月31日まで(以下「本件請求対象期間」という。)に事後申請により取得した職免にかかる給与の支出を監査対象とした。

2 監査対象局

交通局を対象とした。

また、本件職員、南千住自動車営業所長(平成20年7月15日付退職。以下「本件所長」という。)同営業所副所長兼管理係長(以下「本件副所長」という。)及び元同営業所管理係主任(以下「本件主任」という。)に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行う旨の申出があったが、陳述の聴取を予定していた当日、請求人が陳述に現れなかったため、実施しなかった。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

また、平成20年7月1日に、交通局職員の陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 職免について

- ア 一般職に属する地方公務員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条）。
- イ 職員は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条の労働組合が適法な交渉を行うため特に必要な限度内であらかじめ任命権者の許可を受けた場合において、その許可に係る業務に参加する場合、又はその他特別の事由のある場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる（職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年東京都条例第16号）第2条第3号並びに職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第1号及び第7号）。
- ウ 監査対象局では、労働組合活動に関して職員の職務に専念する義務を免除する場合の基準を表2のとおり定めている。（交通局職免適用基準（平成14年3月29日付13交職第1046号。以下「本件適用基準」という。））

（表2）職免適用基準

| | |
|---|-----------------------------------|
| 労働組合が適法な交渉を行うため特に必要な限度内であらかじめ任命権者の許可を受けた場合において、その許可に係る業務に参加するとき | |
| 1 | 当局及び労働組合から指名された担当者間で行われる適法な協議及び交渉 |
| 2 | 協議及び交渉と一体をなす労働組合における必要最小限の機関運営 |

（注）表2中項目2については、平成19年12月1日以降は、表3のとおりとなり、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第7号（その他特別の事由のある場合）に基づく。

(表3)平成19年12月1日以降の基準

| |
|--|
| 労働組合の活動のうち、下記のいずれかに当てはまる業務に参加する場合 |
| (1)労働組合の規約によって定められている議決機関及び執行機関の運営 |
| (2)特定の事項に関し、労働組合の執行機関から権限の委任を受け、調査・研究・諮問等を行う専門的又は補助的な機関の運営で必要不可欠なものと認めるもの |
| (3)労働組合の所属する上部団体の規約によって定められている議決機関及び執行機関の運営で、当該労働組合の運営と有機的な関連を有し、かつ、当該上部団体と当局との間において労使合意を形成するために必要不可欠なものと認めるもの |

(2)勤務時間中の労働組合活動にかかる職免の申請及び承認手続について

監査対象局は、本件取扱基準において、職免の申請及び承認手続について定めている。

ア 職員の勤務時間中の組合活動は、当局との間で行われる適法な交渉及び協議並びに許可権者の許可を受けた労働組合の機関運営について、所属長の承認を受けたものに限り行うことができる(本件取扱基準第1)。

イ 勤務時間中の労働組合活動のうち、労働組合の機関運営については、労働組合の代表者が組合活動予定日の2日前までに、許可権者に参加者名簿を添えて職免許可の申請を行わなければならない。ただし、緊急に開かれた交渉・協議等については、日程決定後、速やかに申請を行わなければならない。

また、許可権者は許可を行った場合は、速やかに関係所属及び申請者に通知しなければならない(本件取扱基準第2、第3、第4及び第4の2)。

ウ 労働組合活動に参加しようとする者は、定められた様式に必要な事項を正確に記入・押印の上、事前に所属長に届け出、所属長は許可された内容に基づき承認を行う。この場合、承認時間は、当該組合活動出席時間と出席にかかる移動時間の合計時間とする。

ただし、承認した内容に変更がある場合は、所属長は申請者本人に確認の上、申請内容を訂正する。

なお、当局との間で行われる適法な交渉及び協議にかかる交渉事務担当課長からの実績通知及び労働組合の機関運営にかかる許可権者からの許可通知のな

い案件については申請を承認することができない（本件取扱基準第6、第7、第1の2及び第4の2）。

（3）給与の減額について

職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料、地域手当、住居手当及び時間単価に算入する特殊勤務手当の合計額を減額して給与を支給する。ただし、本件適用基準に基づき、職務に専念する義務を免除された場合（本件適用基準により給与を減額すると定められている場合を除く。）は除く（東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）第16条及び東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和33年東京都交通局規程第14号）第10条）。

（4）職免制度における各種の書類について

ア 職免の承認を受けようとする者は、休暇職免処理簿によって申請する（東京都交通局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和61年東京都交通局規程第11号）第3条並びに服務規程及び出勤記録等整理規程の取扱いについて（平成13年2月27日付12交職第988号）第三）。

イ 当局と労働組合との間で行われる適法な交渉及び協議があった場合、交渉事務担当課長は、交渉及折衝日程表により関係所属に実績通知を行う（本件取扱基準第1の2）とともに、交渉等にかかる記録（以下「交渉記録」という。）を作成する（本件取扱基準第1の3）。

ウ 勤務時間中の労働組合活動のうち、労働組合の機関運営については、労働組合の代表者が職免申請・許可書によって許可権者に職免許の申請を行い、許可権者は許可を行った場合は、この職免申請・許可書によって関係所属及び申請者に通知する（本件取扱基準第2及び第4の2）。

エ 自動車運転（バス）に従事する職員については、事務管理システムにより出勤等の記録の整理を行う（東京都交通局出勤記録等整理規程（平成3年東京都交通局規程第11号）第2条及び第3条並びに服務規程及び出勤記録等整理規程の取扱いについて第一。以下この記録を整理したものを「乗務記録」という。）。

オ 監査対象局では、各所属において、労働組合役員の服務管理に当たり、必要に応じて勤務記録についての補助簿を作成しており、南千住自動車営業所においては、本件職員にかかる補助簿として勤務記録簿が作成されている。

（5）本件請求対象期間の本件職員による職免申請実績について

本件請求期間における休暇職免処理簿に記載された本件職員による職免の申請

実績は、表４のとおりであり、週休日（東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成７年東京都交通局規程第１４号。以下「本件勤務時間規程」という。）第５条第１項に定める週休日をいう。以下同じ。）及び休日（本件勤務時間規程第１０条に定める休日をいう。以下同じ。）を除く１４９日のうち９９日について職免を申請しており、そのうち９５日分が、職免取得日の翌日から１６日後の届出となっている。

（表４）休暇職免処理簿に記載された本件職員による職免申請実績

| 職免取得日・時間 | | 事由 | 職免届出日 | 事後の日数 |
|----------|-------------|------|-------|-------|
| 5月29日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 6月5日 | 7日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | 5月30日 | 1日 |
| 5月30日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 6月5日 | 6日 |
| 5月31日 | 13:15-15:15 | 機関運営 | 6月5日 | 5日 |
| | 15:15-16:15 | 交渉協議 | | |
| 6月5日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 6月8日 | 3日 |
| 6月6日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 6月8日 | 2日 |
| 6月7日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 6月8日 | 1日 |
| 6月12日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 6月13日 | 1日 |
| 6月13日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 6月15日 | 2日 |
| 6月14日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 6月15日 | 1日 |
| 6月19日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 6月22日 | 3日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 6月21日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 6月22日 | 1日 |
| 6月25日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 6月28日 | 3日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 6月26日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 6月28日 | 2日 |
| | 13:15-17:15 | | | |
| 6月27日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 6月28日 | 1日 |
| 6月29日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 7月3日 | 4日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 7月3日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 7月6日 | 3日 |
| 7月4日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 7月6日 | 2日 |
| | 13:15-17:15 | | | |
| 7月5日 | 13:00-14:00 | 交渉協議 | 7月6日 | 1日 |
| | 14:00-17:15 | | | |
| 7月17日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 7月20日 | 3日 |
| 7月18日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 7月20日 | 2日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 7月19日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 7月20日 | 1日 |

| | | | | |
|-------|-------------|------|-------|-----|
| 7月24日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 8月2日 | 9日 |
| 7月25日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 8月2日 | 8日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 7月30日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 8月2日 | 3日 |
| 7月31日 | 13:00-17:15 | 交渉協議 | 8月2日 | 2日 |
| 8月1日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 8月2日 | 1日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 8月8日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 8月24日 | 16日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 8月9日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 8月24日 | 15日 |
| 8月10日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 8月24日 | 14日 |
| 8月13日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 8月24日 | 11日 |
| 8月14日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 8月24日 | 10日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 8月15日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 8月24日 | 9日 |
| 8月20日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 8月24日 | 4日 |
| 8月21日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 8月24日 | 3日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 8月22日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 8月24日 | 2日 |
| 8月23日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 8月24日 | 1日 |
| | 13:00-17:15 | | | |
| 8月27日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 8月31日 | 4日 |
| 8月28日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 8月31日 | 3日 |
| | 13:15-17:15 | | | |
| 8月29日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 8月31日 | 2日 |
| 8月30日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 8月31日 | 1日 |
| 9月3日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 9月11日 | 8日 |
| | 13:00-17:15 | | | |
| 9月4日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 9月11日 | 7日 |
| | 13:15-17:15 | | | |
| 9月5日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 9月11日 | 6日 |
| 9月6日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 9月11日 | 5日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 9月10日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 9月11日 | 1日 |
| 9月12日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 9月28日 | 16日 |
| | 13:15-17:15 | 機関運営 | | |
| 9月13日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 9月28日 | 15日 |
| 9月14日 | 13:00-17:15 | 交渉協議 | 9月28日 | 14日 |
| 9月18日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 9月28日 | 10日 |
| 9月20日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 9月28日 | 8日 |
| 9月21日 | 13:00-16:15 | 交渉協議 | 9月28日 | 7日 |
| 9月25日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 9月28日 | 3日 |

| | | | | |
|--------|-------------|--------------|--------|------|
| 9月26日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 9月28日 | 2日 |
| 9月27日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 9月28日 | 1日 |
| 10月2日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 10月11日 | 9日 |
| | 13:00-17:15 | | | |
| 10月3日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 10月11日 | 8日 |
| 10月4日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 10月11日 | 7日 |
| | 13:00-17:15 | | | |
| 10月9日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 10月11日 | 2日 |
| 10月10日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 10月11日 | 1日 |
| 10月12日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 10月26日 | 14日 |
| | 13:00-16:15 | | | |
| 10月16日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 10月26日 | 10日 |
| | 13:15-17:15 | | | |
| 10月17日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 機関運営 | 10月26日 | 9日 |
| | 13:15-17:15 | | | |
| 10月18日 | 13:15-17:15 | 交渉協議 | 10月26日 | 8日 |
| 10月19日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 10月26日 | 7日 |
| 10月23日 | 8:30-12:15 | 機関運営 交渉協議 | 10月26日 | 3日 |
| | 13:00-16:15 | | | |
| 10月24日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 10月26日 | 2日 |
| | 13:15-17:15 | | | |
| 10月25日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 10月26日 | 1日 |
| 10月29日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 10月31日 | 2日 |
| 10月31日 | 13:15-17:15 | 機関運営 | 10月31日 | (当日) |
| 11月1日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 11月2日 | 1日 |
| | 13:00-17:15 | | | |
| 11月5日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 11月9日 | 4日 |
| 11月6日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 11月9日 | 3日 |
| | 13:00-17:15 | | | |
| 11月7日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 11月9日 | 2日 |
| | 13:00-16:15 | | | |
| 11月12日 | 13:00-17:15 | 交渉協議 | 11月16日 | 4日 |
| 11月13日 | 13:00-17:15 | 機関運営 | 11月16日 | 3日 |
| 11月14日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 11月16日 | 2日 |
| 11月15日 | 13:00-15:00 | 機関運営 | 11月16日 | 1日 |
| 11月19日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 11月28日 | 9日 |
| 11月20日 | 13:00-17:15 | 機関運営 | 11月28日 | 8日 |
| 11月21日 | 13:00-17:15 | 機関運営 | 11月28日 | 7日 |
| 11月26日 | 13:00-17:15 | 機関運営 | 11月28日 | 2日 |
| 11月27日 | 8:30-12:15 | 機関運営 | 11月28日 | 1日 |
| 11月28日 | 13:00-17:15 | 機関運営 | 11月28日 | (当日) |

| | | | | |
|----------|---------------------------|------|----------|------|
| 1 1月 29日 | 8:30-12:15 13:00-17:15 | 機関運営 | 1 1月 28日 | (前日) |
| 1 2月 3日 | 8:30-12:15 13:00-17:15 | 交渉協議 | 1 2月 17日 | 1 4日 |
| 1 2月 4日 | 14:15-17:15 | 機関運営 | 1 2月 17日 | 1 3日 |
| 1 2月 5日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 1 2月 17日 | 1 2日 |
| | 13:00-14:15 | 機関運営 | | |
| | 14:15-17:15 | | | |
| 1 2月 6日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 1 2月 17日 | 1 1日 |
| 1 2月 10日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 1 2月 17日 | 7日 |
| | 11:30-12:15 | | | |
| | 13:00-17:15 | | | |
| 1 2月 11日 | 14:15-17:15 | 機関運営 | 1 2月 17日 | 6日 |
| 1 2月 12日 | 14:15-17:15 | 機関運営 | 1 2月 17日 | 5日 |
| 1 2月 13日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 1 2月 17日 | 4日 |
| 1 2月 14日 | 13:00-17:15 | 交渉協議 | 1 2月 17日 | 3日 |
| 1 2月 17日 | 15:00-17:15 | 交渉協議 | 1 2月 25日 | 8日 |
| 1 2月 19日 | 13:00-15:15 | 機関運営 | 1 2月 25日 | 6日 |
| | 15:15-17:15 | | | |
| 1 2月 21日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 1 2月 25日 | 4日 |
| | 13:00-14:30 | 機関運営 | | |
| | 14:30-17:15 | | | |
| 1 2月 25日 | 14:15-17:15 | 機関運営 | 1 2月 28日 | 3日 |
| 1 2月 26日 | 13:00-17:15 | 交渉協議 | 1 2月 28日 | 2日 |
| 1 2月 28日 | 8:30-12:15 | 交渉協議 | 1 2月 28日 | (当日) |
| | 13:00-17:15 | | | |

(注) 事由欄の「交渉協議」及び「機関運営」は、本件適用基準に示されている「当局及び労働組合から指名された担当者間で行われる適法な協議及び交渉」及び「協議及び交渉と一体をなす労働組合における必要最小限の機関運営」を示す。

2 監査対象局の説明

(1) 本件職員に関する職務に専念する義務を免除する手続について

ア 勤務時間中に組合活動を行う場合の手続について

本件職員にかかる労働組合の機関運営については、平成19年11月15日に緊急に開催された会議について、前日の申請であったほかは、本件取扱基準

に定められたとおり、組合活動予定日の2日前までに代表者から申請がなされ、その申請については、速やかに関係所属及び申請者に対して許可の通知を行っている。

イ 事後申請について

本件職員について職免の取得日が、平成19年10月31日ほか数日は、事前申請されているが、それ以外の職免取得日については、事後申請となっている。

このことについて、本件職員は、職免の予定が変更になった場合などに、訂正などで書類が汚くなるのを防ぐため、後からまとめて書くよう庶務担当者から説明され、事後に書くように改めたと述べている。

当局が調査したところ、平成19年4月11日の職免取得日までは、事前申請されているが、以後は、ほとんどが事後申請となっている。

本件請求対象期間の勤務実績について、関係書類との照合を行うなど精査するとともに、上司である所属長など関係者からの事情聴取を行ったところ、事後申請となっている職免について、一部不適正な部分を除き、実際に労働組合の機関運営の許可がされ、また交渉が行われている。

ウ 休暇職免処理簿と勤務記録簿の記載違いについて

平成19年7月3日から同年8月29日までの21件の記載違いについては、調査の結果、そのほとんどは、本件職員の休暇職免処理簿等の記入に関する基本的な認識が欠けていたことによる記載の間違いであり、実際に労働組合の機関運営の許可がされ、また交渉が行われている。

平成19年7月31日は、事務折衝を行ったとして記載されている時間が、休暇職免処理簿では午後1時から午後5時15分で、勤務記録簿では午後1時から午後4時と違いがあるという指摘については、本件職員に事情を確認したところ、午前中の事務折衝に関連して、午後も本局の事務担当者から説明を受けた後、苦情処理を行っていたと述べている。

しかしながら、苦情処理簿に記載のある午後4時から午後5時15分を除く、午後1時から午後4時までについては、当局として事務折衝として承認していないため、3時間の職務専念義務を怠ったものと判断した。

さらに、「職員は、自動車運転で採用されているが、都バスを運転した実績がなく、組合ヤミ専従である」という指摘については、所定の手続きをとった上で、組合の機関運営、交渉などを行っているほかに、仕業雑の業務等にも従事

していることから、組合の業務に専ら従事していたものではないと考えている。

(2) 給与等の返納について

本件請求対象期間について、休暇職免処理簿、交渉及折衝日程表等の調査を行ったところ、職務専念義務を怠っていたものと判断したものについては、本件職員に、給与及び利息を既に平成20年6月25日に当局に返納させている。

(3) 処分等について

本件請求対象期間中に一部勤務を欠いた本件職員と、管理監督者である本件所長及び本件副所長に対する処分等を行った。

(4) 再発防止について

組合役員の勤務の取扱いについては、これまで円滑な事業運営の視点から逐次見直しを行ってきたが、制度本来の趣旨を踏まえ、手続の透明性を高めることなどを、検討している。

(5) 請求に対する当局の見解

請求人の言う「平成19年5月28日から平成19年12月末日まで違法な後付け申請で取得した職免を取り消し、その給与を返還させること」について、当局としては、労働組合の機関運営は、組合活動予定日の2日前までに申請がなされ、その申請については、速やかに関係所属及び申請者に対して通知を行い、適切に処理されており、違反はないと考えている。

また、書類上、所属長に申請した月日が、職免を取得した月日より事後になっていることについては、事後申請された職免についても、実際に労働組合の機関運営の許可がなされ、また交渉が行われている。

本件職員の職免の手続に関する基本的な認識が欠けていたことに加えて、所属長も、休暇職免処理簿などの記載について、職員本人に対して的確に指導を行うべきところであるにもかかわらず、指導監督に適切さを欠いていた面はあるが、このことをもって、ただちに違法とは言えないものと考えている。

したがって、事後申請で取得した職免を取り消す必要はなく、事後申請をもってその給与を返還する必要もないと考えている。

今後は、このようなことがないように適切に対応していく。

3 判断

本件請求において請求人は、本件職員にかかる本件請求対象期間に事後申請により取得した職免の申請手続を違法として、その取消し及び事後申請により取得した

職免にかかる給与の返還等を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

本件請求対象期間における本件職員による職免等の申請について、以下の事実を確認した。

- (1) 平成19年の乗務記録、休暇職免処理簿等によれば、南千住自動車営業所において、本件職員は同年3月半ばまではバス乗務員として乗務しており、同月16日に東京交通労働組合本部執行役員に、同月23日に同組合自動車部書記長に就任したこと。したがって、就任以前に、当局との適法な交渉及び協議又は労働組合の機関運営を理由として職免を取得した実績のないこと。
- (2) 平成19年の休暇職免処理簿の記載は、以下のとおりであること。
 - ア 平成19年4月11日までの職免及び年次有給休暇（本件勤務時間規程第13条に定める年次有給休暇をいう。以下同じ。）の取得については、いずれも届出日が事前となっている。
 - イ 本件請求対象期間において、本件職員は、週休日及び休日を除く149日のうち、99日について職免を申請しているが、そのうち95日分の届出日欄の記載が職免取得日の翌日以降となっている。また、25日について年次有給休暇、出張等を申請しているが、そのうち22日分の届出日欄の記載が年次有給休暇、出張等の取得日の翌日以降となっている。
- (3) 本件請求対象期間における本件職員にかかる職免取得状況は、以下のとおりであること。
 - ア 休暇職免処理簿における職免申請事由は、本件適用基準に示されている当局との適法な交渉及び協議又は労働組合の機関運営となっている。
 - イ 交渉及折衝日程表、交渉記録、職免申請・許可書、勤務記録簿及び監査対象局による調査によれば、計12件、延べ23時間15分について過大な職免取得がなされていたが、その他の職免取得については、申請にかかる交渉協議又は機関運営がなされており、本件職員は当該交渉協議等に参加している。
 - ウ 上記イの延べ23時間15分については、職免対象事由を誤ったり、労働組合活動出席にかかる移動時間が過大であったりしたものであり、それに該当する時間は職務専念義務を怠っていたとして、本件職員からすでに給与等が返還されている。

(4) 本件職員は以下のように説明したこと。

ア 職免の申請は、平成19年3月頃は事前に行っており、休暇職免処理簿の届出日欄にも申請した日を記載していた。申請内容に変更があった場合は、そのつど訂正していた。

イ 労働組合本部員になって間もない頃、当時の庶務担当者から、職免の予定に変更があった場合、訂正により休暇職免処理簿が汚くなるのを防ぐために、職免が確定してからまとめて記入するよう指示を受けたので、平成19年4月半ばか5月初め頃からそうすることにした。ただし、実際の職免の申し出は、事前に庶務担当者らに口頭で行っていた。

ウ 職免が確定してからまとめて休暇職免処理簿を記入する際に、届出日欄には事後の記入日を書いてしまっていた。

エ 職免以外に、年次有給休暇の取得に際しても、事前に庶務担当者らに連絡していたが、休暇職免処理簿には事後にまとめて記入していた。

(5) 庶務担当者たる本件主任は以下のように説明したこと。

ア 本件職員からは職免取得に際し、事前に庶務担当者らに連絡があった。

イ 以前、本件職員の休暇職免処理簿が訂正だらけであまりに汚いので、清書させたと聞いたことがある。

ウ 職免申請・許可書並びに交渉及折衝日程表は、本局から所に届いたら必ず本件副所長に渡すよう本件副所長に言われていた。

(6) 勤務記録簿等によれば、本件請求対象期間において、休暇職免処理簿の届出日欄に記載された日は、本件職員は南千住自動車営業所において勤怠簿等整理業務等に従事していたこと。

(7) 職免申請・許可書によれば、労働組合の機関運営については、平成19年11月15日に緊急開催された第5回中央委員会に関する申請が前日になされていたほかはすべて組合活動予定日の2日前までに、労働組合の代表者から、参加者名簿(本件職員の氏名はいずれにも記載されている。)を添えて申請がなされていること。また、当該申請に対して、許可権者は、組合活動予定日以前に許可をした上で関係所属に通知していること。

(8) 本件所長は以下のように説明したこと。

ア 本件職員にかかる職免の取得状況については、本件副所長と連絡を取り合い、ある程度は把握していた。

イ 組合の機関運営の状況については、本局から職免申請・許可書が通知されて

きており、本件副所長及び庶務担当者が把握していた。しかし、事務処理については、本件副所長に一任していた。

ウ 本件職員はバス乗務員であり、労働組合活動に伴う認められた範囲内の職免取得や法令で定められている苦情処理といった対外的に説明のつく時間以外は、極力乗務するよう指導していた。今は本件職員は以前より乗務するようになった。

エ 事務処理を本件副所長に一任してはいたが、所としては、本件職員の勤怠は把握できる状況にあり、本件職員が無断で職場離脱することを認めることはない。

(9) 本件副所長は以下のように説明したこと。

ア 労働組合の機関運営の状況については、本局から職免申請・許可書が通知されてきており、そのつどメモして把握していた。

職免にかかる事務処理については庶務担当者に行わせていたが、本件職員の職免の申し出については、事前に行われていたと考えている。

イ 事務処理を庶務担当者に行わせてはいたが、所としては、本件職員の勤怠は把握できる状況にあり、本件職員が無断で職場離脱することを認めることはない。

ウ 本件職員が年次有給休暇を取得する際も、庶務担当者らが事前に連絡を受けていた。

労働組合活動に参加しようとする者は、休暇職免処理簿に必要な事項を正確に記入・押印し、事前に所属長に届け出なければならない(本件取扱基準第6)とされているところ、休暇職免処理簿の記載上は、本件請求対象期間における本件職員の職免申請のほとんどは、必ずしも本件取扱基準に定める手続にしたがっているとはいえない。

しかしながら、労働組合の機関運営については事前に職免申請・許可がなされ関係所属に通知が行われていること、本件請求対象期間において本件職員は一部を除き認められた交渉協議等に参加するために職免の取得をしていること、本件職員が職免等を事前に口頭で申し出ていたと説明していること、本件主任が本件職員から職免取得の事前連絡があったと説明していること等からすると、本件職員から事前に口頭により交渉協議等に参加するために職免の申し出がなされていたものと理解することができる。

すなわち本件職員は、平成19年4月上旬以降は、事前に口頭で職免等の申し出を行い、休暇職免処理簿への記入については、事務処理の便宜上、事後にまとめて処理しており、その際、記入日を届出日欄に記載していたものと認めることができる。

これらのことから判断すると、事務処理上、休暇職免処理簿の記入が事後になされていたことのみをもって、ただちに本件職員にかかる職免申請が事後になされ、職免申請手続として違法であるとまではいえない。

4 結 論

事後申請により取得した職免の申請手続を違法として、その取消し及び事後申請により取得した職免にかかる給与の返還等を求める請求人の主張には理由がない。

5 補足意見

以上のとおり、本件請求において請求人の主張には理由はないが、本件職員の職免申請に対する承認に関して、次のとおり意見を述べる。

本件請求に基づく監査においては、本件職員の職免申請に対する承認について、所属長たる本件所長は、少なくとも本件請求対象期間において、職免承認にかかる事務処理を本件副所長に一任しており、休暇職免処理簿もほとんど確認しないなど、所属長としての本来の職責を十分に果たしていないことが認められた。

本件請求提出後の監査対象局による調査において、本件請求対象期間に、本件職員が職務専念義務を怠っていた事実が一部において認められ、本件職員に給与等を返還させていたことは、監査対象局の説明のとおりであり、こうしたことは、管理を適正に行っていれば、容易に確認しうるものである。

監査対象局においては、すでに平成20年6月5日付けで労働組合役員の勤怠確認について各自動車営業所長にあらためて周知徹底したが、職免制度が地方公務員法に定められた職務専念義務を例外的に免除する制度である趣旨を踏まえ、職免承認手続を厳正に行い、都民の信頼に応えるよう努められたい。

本件職員、所属長及び本件財務会計責任者に関する措置請求

請求の趣旨)

第 1 . 違法な職免取得。

1. 交通局自動車部南千住営業所に運輸係として勤務する職員 A は、東京交通職員組合自動車部・書記長の職にあり頻繁に職免を利用している。
2. しかし職員 A の「平成 19 用 休暇職免等処理簿兼週休変更命令簿」(以下「職免処理簿」という)には、所属長に職免を申請した月日より、職免をとったとされる月日が後と「後付け」になっている。・・・・・・・・・・事実証明書-1
3. 申請が遅れることもあるだろうが、職員 A の「職免処理簿」は 4 月～12 月までは「ほとんど後付け」である。
4. 東京都交通局の職免申請手続きを調べると、「勤務時間中の組合活動に関する取り扱い基準」を以下の通り定めている。・・・・・・・・・・事実証明書-2

第 2.許可の申請

別表 2 に定める組合活動を行う場合には、代表者は組合活動予定日の 2 日前までに、職員の職務に専念する義務の免除(以下「職免」という)について、別記様式 2(以下「申請書」という)に必要な事項を記入の上、許可権者に許可の申請を行わなければならない。ただし、緊急に開かれた交渉・協議等については、日程決定後、速やかに申請を行わなければならない。

第 4 の 2 許可の通知

許可権者は、第 4 に定める許可を行った場合は、速やかに関係所属及び申請者に通知しなければならない。

第 6 承認の申請

組合活動に参加しようとする者は、別に定める休暇簿等に必要な事項を正確に記入・押印の上、事前に所属長に届け出なければならない。ただし、やむをえない事情があるときは、事後速やかに所定の手続を行うものとする。

3. 上記 2 の休暇簿の手続きは「東京都交通局職員服務規程」に定められている。・・・・・・・・・・事実証明書-3

第 6 条 休暇願

職員は、休暇を請求するときは、前日までに上司に申し出でその承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることが出来ないときは、出勤時間後 30 分以内までにその旨を申し出なければならない。

4. つまり職員 A の職免手続き、

組合活動予定日の 2 日前までに、交通局人事課に申請する。

交通局人事課が、関係所属及び申請者に職免許可の通知を送る。

休暇簿等に必要な事項を正確に記入・押印の上、事前に所属長に届け出る。

にすべて違反していることになる。

5. よって、職員 A の職免は「勤務時間中の組合活動に関する取り扱い基準」、
「東京都交通局職員服務規程」に違反しており、違法な職免の取得であり、
職免申請を取り消し、給与の返還を求めるものである。

第 2. ヤミ専従の黙認に付いて。

1. 請求人が本件調査のため「東京交通労働組合の組合幹部職員」の給与簿を情報公開請求した際、交通局が作成した一覧表に職員 A の組合肩書きとして「本部員」との記載がある。・・・事実証明書-4
2. 上記一覧表には、他の職員の組合役職名は、「支部長・副支部長、会計・ダイヤ委員長等」の記載であるのに対し、職員 A は「本部員」と明確に区別し記載しており、職員 A を本部員でありながら給与が払われるヤミ専従と認識していることは明らかである。
3. 東京都は職員 A を、自動車(都バス)の運転(ドライバー)として採用しており、東京都職員名簿にもが運輸係と記載されている。・・・事実証明書-5
4. 職員 A は都バスのドライバーとして給与が払われているはずだが、乗務記録には、都バスを運転した実績は 1 日もない。・・・事実証明書-6
5. 職員 A の 7 月-8 月の職免処理簿と勤務記録簿を比較すると、別紙の通り 7/3 ~ 8/29 の間に 21 件の記載に違いがある。・・・事実証明書-7

その中でも、7 月 31 日は

職免処理簿(申請は 8 月 2 日)には、・・・13:00 ~ 17:15 事務折衝

勤務記録簿には、・・・13:00 ~ 16:00 事務折衝

の違いがあり、交通局は、組合本部員に対するノーチェックであることが分かる。

6. つまり、上記事実より職員 A は組合ヤミ専従であることは明白である。

第3. 措置請求の内容

1. 職員Aが平19年5月28日～平成19年12月末日まで違法な後付け申請で取得した職免を取り消し、その給与を返還させることを求める。
2. 職員Aが給与を返還しない場合は、違法な職免を放置してきた職員Aの所属長であるB所長に損害を賠償させることを求める。

地方自治法 242 条 1 項の規定により、事実証明書を添え、必要な措置を求める。

| 月日 | 職免処理簿 | 勤務記録簿 |
|-------|-------------|-------------|
| 7月3日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月4日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月5日 | 13:00～14:00 | 13:00～17:15 |
| 7月5日 | 14:00～17:15 | /// |
| 7月17日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月18日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月19日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月25日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 7月31日 | 13:00～17:15 | 13:00～16:00 |
| 8月1日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月8日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月9日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月13日 | 8:30～12:15 | 8:30～12:00 |
| 8月14日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月15日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月20日 | 8:30～12:15 | 8:30～12:00 |
| 8月21日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月22日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月27日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月28日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |
| 8月29日 | 13:15～17:15 | 13:00～17:15 |

(以上、原文のまま掲載。ただし、個人情報(個人の氏名)については非表示とした。)

事実証明書

- ア 本件職員にかかる平成19用職免処理簿の写し
- イ 本件取扱基準の写し
- ウ 東京都交通局職員服務規程の一部の写し
- エ 給与簿2007(平成19年)分等と記載された文書の写し
- オ 南千住自動車営業所の職員名が記載された文書の写し
- カ 本件職員にかかる平成19年7月及び8月の乗務記録の写し
- キ 本件職員にかかる平成19年7月及び8月の勤務記録簿の写し